

トラサポシステム端末レンタル規約

第1条 （レンタル規約の適用）

1. 株式会社トラサポ（以下、「当社」といいます。）は、トラサポ管理システムを利用するためのレンタル用専用端末（以下、「本端末」といいます。）の貸与サービス（以下、「端末レンタルサービス」といいます。）に関し、このトラサポシステム端末レンタル規約（以下、「本レンタル規約」といいます。）を定めます。
2. 当社は、端末レンタルサービスに関する契約（以下、「端末レンタル契約」といいます。）を締結していただいたお客様が本レンタル規約を承認・遵守されることを条件として、お客様に対し、端末レンタルサービスを提供します。

第2条 （レンタル規約の変更）

1. 当社は、当社が提供するサービスの利便性及び安全性の向上のため、事前の予告なく本レンタル規約を変更することがあります。この場合の利用条件は、変更後の利用規約によります。
2. 当社は、本レンタル規約を変更した場合は、お客様に対し、その変更内容を、当社が指定する Web サイトまたはお客様が予め指定された電子メールアドレスへの電子メールによる連絡、その他の方法により通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、本レンタル規約の変更後は変更後の規約を適用するものとします。

第3条 （契約の申し込み）

1. 端末レンタル契約の申し込みは、本レンタル規約を承諾の上、当社所定の方法により行うものとします。

第4条 （契約申し込みの承諾）

1. 当社は、端末レンタル契約の申し込みを承諾するときは、当社所定の方法により契約申込者に通知します。
2. 当社は、次の各号の場合には、端末レンタル契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 契約申込者が、端末レンタル契約の申し込みにあたり、当社に対して虚偽の事実を告知したことが判明したとき。
 - (2) 契約申込者が端末レンタルサービスの利用料その他の債務の支払いを怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - (3) その他、端末レンタル契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上、支障があると当社が判断したとき。

第5条 （端末レンタルサービスの利用開始日および利用料）

1. 当社は、本端末を、当社の費用で、当社が選択した方法によって、お客様が指定した場所に送付します。なお、お客様が指定した場所において、お客様以外の者が本端末を受領した場合でも、お客様による受領とみなします。
2. お客様が本端末を受領した日をもって、お客様の端末レンタルサービス利用開始日とします。
3. お客様は、端末レンタルサービスの利用料として、端末レンタルサービスの利用開始日が属する月の初日から、契約終了日が属する月の末日分までを支払うものとします。この間、お客様は、現実に本端末を利用したか否かにかかわらず、利用料を支払わなければならないものとします。

第6条 （契約期間）

1. 申し込み時に契約終了日を明記している場合、端末レンタル契約の存続期間（以下、「契約期間」といいます。）は、端末レンタルサービスの利用開始日から契約終了日までを契約期間とします。契約期間満了後、お客様は、本端末をお客様の費用により当社に返還するものとします。
2. 申し込み時に契約終了日を明記していない場合、契約期間は1年間とします。ただし、契約期間満了日の2か月前までに契約終了の申し出がない場合は、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第7条 （中途解約）

1. お客様が契約期間内に、端末レンタル契約の中途解約を希望される場合は、そのことを当社が指定する方法により当社に通知したうえ、本端末をお客様の費用により当社に返還するものとし、それらが完了した日をもって解約日とします。また、お客様は当社に対し、当社が定める料金表に規定する解約手数料を支払うものとします。

第8条 （端末利用料）

1. 端末レンタルサービスの利用料は、当社が定める料金表に規定します。お客様は、当社に対し、料金表に規定された利用料について、当月分を当社が定める支払期日までに支払うものとします。

第9条 （端末初期設定費用）

1. お客様は、端末レンタルサービスの利用を開始するにあたり、本端末1台ごとに、当社が定める料金表に規定する通信SIM登録費用を支払うものとします。

第10条（契約事項の変更等）

1. お客様は、端末レンタル契約申込書に記載し、または申込時に当社に通知した住所、連絡先、またはその他の事項に変更が生じたときは、当社が指定した方法より、直ちに当社に通知すべきものとします。

第11条（本端末の使用・管理）

1. お客様は、本端末を、お客様が使用する車両、またはそれ以外の当社が認めた車両内に必ず設置しなければならないが、これをトラサポシステム端末アプリケーションサービスの利用以外の用途に使用してはならないものとします。また、お客様は、本端末及びそれに搭載されているプログラムに対し、いかなる変更をも加えてはならないものとします。
2. お客様は、本端末の使用及び管理にあたっては、法令を遵守し、通常の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、お客様の運送に関する業務のためだけに用いるものとします。
3. お客様は、本端末の位置情報検索サービスが気象条件その他の様々な条件により不具合が生じる場合があること、及び位置情報の正確性が保証されない場合があることを予め了承するものとします。
4. 本端末の使用に必要な電源及び電気等にかかわる費用は、お客様の負担とします。

第12条（修理・交換）

1. お客様は、本端末に故障、毀損等が生じた場合には、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
2. 当社は、前項の通知により端末の故障、毀損等が認められた場合は、当社所定の方法により、正常な端末（以下、「代品」といいます。）を交換品として送付します。お客様は、代品の受領後、お客様ご自身の責任で、速やかに代品の設置及び設定を行い、かつ、故障、毀損等が認められた端末（以下、故障毀損品といいます。）をお客様の費用で当社に返送するものとします。
3. 前項の規定により当社が送付する代品は、故障毀損品と同一機種、またはほぼ同等の機能を有する機器とします。
4. 本端末の故障、毀損等がお客様の故意または過失によって生じた場合は、お客様は当社に対し、当社が料金表に規定する端末補償金、端末設定費、通信SIM登録費用（SIMカードの交換が必要な場合のみ）、ならびに代品の送料を支払うものとします。

第13条（禁止事項）

1. お客様は次の各号の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本端末を日本国外に持ち出す行為
 - (2) 本端末を譲渡または担保に供する行為
 - (3) 本端末を当社の承諾なく転貸する行為

- (4) 本端末を分解、解析、改造、または改変等することにより、引渡時の現状を変更する行為
- (5) 本端末に添付されているプログラムの全部または一部の解析、改造、複製、改変、第三者への売却または譲渡、もしくはプログラムに関する著作権等を侵害する行為
- (6) 当社の承諾なく本端末の引渡時にインストールされているアプリケーション以外のアプリケーション等を本端末にインストールする行為
- (7) 本端末を商業目的に利用する行為、または本端末を利用して第三者に対して商業目的で行う行為

第14条（本端末の滅失、紛失、盗難等）

- 1. 本端末の滅失、紛失、盗難等により、本端末の返却が不可能となった場合は、お客様は直ちにその旨を当社に通知するものとし、当社が定める料金表に規定する損害金を支払うものとします。
- 2. 前項の場合、お客様から請求があったときは、当社はおお客様に対し、代品を提供し、端末レンタルサービスの提供を継続するものとします。

第15条（責任の範囲）

- 1. 当社は、お客様またはそれ以外の第三者が端末レンタルサービスの利用に起因して損害を負うことがあっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。
- 2. 前項の端末レンタルサービスの利用に起因する損害には、以下を含むものとします。
 - (1) 本端末のプログラム、通信、または位置情報の不正確性によって生じた損害
 - (2) 本端末の製造上または構造上の欠陥、バッテリーの自然発火、劣化その他の不具合に起因して生じた損害
 - (3) 当社の管理が及ばない第三者による不正アクセス、ウイルス感染等により生じた損害
- 3. 当社は、本端末およびプログラムが通信するサーバーの保守点検、修理等に起因して、本端末が接続されているお客様の通信機器その他の設備に損害が生じた場合でも、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。
- 4. 火災、地震、落雷、風水害、その他の天災地変または異常電圧等の外部的要因、その他の不可抗力によって生じた本端末の故障、破損または滅失等に関しては、当社は一切責任を負わないものとします。
- 5. 第13条6号の場合において、当社の承諾を得てお客様がアプリケーションをインストールする場合は、お客様の責任において行うものとします。その際、アプリケーションをインストールする行為に起因して、またはインストールしたアプリケーションに起因して、お客様またはそれ以外の第三者に損害が生じた場合でも、当社は賠償責任を負わないものとします。

第16条（位置・時間情報、文字・画像データ等の取得）

1. お客様は、本端末の位置・時間情報、及び端末レンタルサービスを利用することによりサーバーに保存される文字・画像データ記録等の個人を特定しない情報について、当社がそれらを取得及び管理することを予め承諾するものとします。

第17条（契約終了時の処置）

1. 端末レンタル契約が期間の満了または第7条1項の規定によるお客様の解約によって終了した場合は、本端末を当社に返還するものとし、それらが完了した日をもって契約終了日とします。

2. お客様が契約終了時に本端末を返却することができない場合には、返却に代えて、当社が定める料金表に規定する損害金を支払っていただくものとします。

第18条（利用停止および契約の解除）

1. 当社は、次の場合には、お客様に事前に通知することなく端末レンタルサービスの提供を停止し、かつ端末レンタル契約を解除できるものとします。

- (1) お客様が本レンタル規約に違反したと当社が認めた場合
- (2) お客様の所在が不明になった場合、またはお客様と連絡が取れない場合
- (3) お客様が端末レンタルサービスの運営を妨害し、または当社の名誉信用を毀損した場合
- (4) お客様が当社に対して負担する債務について、当社が指定する支払期日を経過しても支払われなかった場合
- (5) お客様が監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けた場合
- (6) お客様において信用資力が著しく低下する事態が生じた場合、またはこれと同視できる程度の営業上の重要な変更があった場合
- (7) お客様に対して、第三者から差押、仮差押、仮処分、強制執行、または競売申立てがなされた場合
- (8) お客様について、破産手続開始、民事再生手続開始、または会社更生手続開始の申立てがなされた場合
- (9) お客様について、解散、合併または営業譲渡の決議がなされた場合
- (10) 個人（自然人）であるお客様の死亡が確認された場合
- (11) その他、お客様として当社が不適切と判断した場合

第19条（延滞利息）

1. お客様は、当社に対する金銭債務の履行を怠った場合は、支払期日の翌日から完済まで、年14.5%の割合で算出した延滞利息を付して支払うものとします。

第20条（サービス提供の一時停止）

1. 当社は、天災地変等の非常事態の発生、電気通信設備の障害等により、事前の予告なしに端末レンタルサービスの提供を一定期間停止することがあります。また、コンピューターの保守管理等のために、事前に予告のうえ、またはやむを得ない場合は事前の予告なしに、端末レンタルサービスの提供を一定期間停止することがあります。この場合、お客様が端末レンタルサービスを利用できなかったことによって生じた不利益または損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第21条（端末レンタルサービスの終了）

1. 当社は、お客様に対する一定の予告期間をもって、端末レンタルサービスの提供を終了できるものとします。この場合、当社は、お客様またはそれ以外の第三者に対し、いかなる責任も負わないものとします。

第22条（業務委託）

1. 当社は、端末レンタルサービスにかかわる業務の全部または一部を、当社の責任において第三者に委託することができるものとします。

第23条（反社会的勢力の排除にかかる解除）

1. お客様は、当社に対して、端末レンタル契約の申込をした日現在及び将来にわたり、自己または自己の役員および従業員が次の各号に該当する者または団体（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、又は暴力団関係企業

(2) 総会屋等、政治活動、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、または反社会的勢力共生者

(3) その他上記各号に準ずる者

2. 本レンタル規約のその他の定めにかかわらず、当社は、お客様が前項の定めに違反していることが判明した場合には、本端末のレンタル契約を直ちに解除します。

第24条（その他）

1. 本レンタル規約のいずれかの規定が法律に違反していると判断された場合、もしくは無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き効力を有するものとします。

2. 本レンタル規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨をお客様に対して明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。

3. 本レンタル規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとしま

す。

4. 本レンタル規約もしくは端末レンタルサービスに関して生じる一切の権利義務に関する訴訟は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。この訴訟を提起することができる期間は、当該訴訟の原因たる事実が発生したときから1年間とします。

第25条（協議事項）

1. 端末レンタルサービスについて、本レンタル規約に定めのない事項については、お客様と当社が誠意をもって協議し、決定するものとします。

以上

平成30年3月8日制定

令和2年1月15日改定

令和7年7月30日改定